

保護者の皆様へ

愛知県立美和高等学校長

特別警報発令時の対応について

日頃は、本校の教育活動にご理解・ご協力をくださいまして、ありがとうございます。

さて、気象業務法の改正により、下記概要資料のように特別警報が創設されました。つきましては、特別警報の発令時の対応を下記のとおりとします。よろしくお願ひ申し上げます。

なお、まだ「絆ネット」への登録がお済みになっていないご家庭は、この機会に是非ご登録をお願いします。

記

1 登校以前に特別警報が発令された場合

- ・ 授業を行わず、休業とする。
- ・ 特別警報がその日のうちに解除された場合でも、休業とする。
- ・ 解除後の授業の再開日時については、学校から「絆ネット」・電話連絡等で保護者・生徒に伝える。

※通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は、登校しなくてよい。

2 登校後に特別警報が発令された場合

- ・ 即時授業を中止するとともに生徒の生命・安全を確保し、校内に留め置きをするか、速やかに下校させるか適切に対応するとともに、学校から「絆ネット」・電話連絡等で保護者に伝える。

3 校内に留め置いた状態で特別警報が解除された場合

- ・ 災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に留め置き、生徒の安全を確保する。

※ なお、暴風警報発令時の対応は、従来通りです。

特別警報について（概要）

愛知県教育委員会健康学習課

1 創設の趣旨

東日本大震災による津波や、平成23年台風第12号による紀伊半島を中心とする大雨では、気象庁は警報等により警戒を呼びかけたが、災害発生の危険性が住民や地方自治体に伝わらず、迅速な避難行動に結びつかない例があった。こうした事態を重く受け止めた気象庁は、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために、特別警報を創設した。

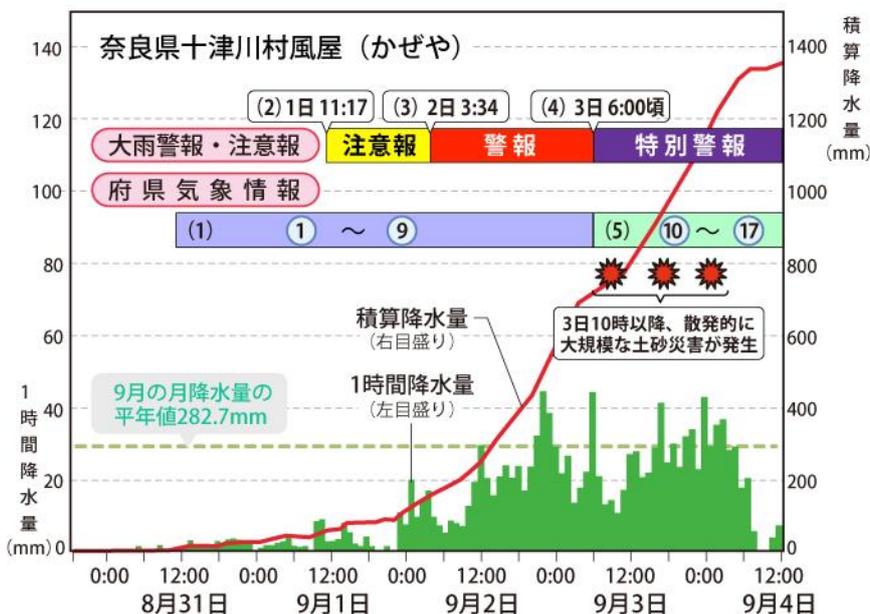
2 特別警報の発表基準

- 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として発表される。
- 「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報（震度6弱以上）」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。

3 特別警報発表時の対応の原則

“ただちに命を守る行動をとる！”

4 「平成23年台風12号」における特別警報発表シミュレーション



左記は奈良県十津川村風屋（かぜや）での発生事例をもとにシミュレーションしたもの。
なお、下記においては(1)～(3)は実例、(4)及び(5)は特別警報の運用想定。

- (1) 8月31日昼以降随時
「府県気象情報」発表
※発表毎に第〇号と連番を付記
- (2) 9月1日11時17分
「大雨注意報」発表
- (3) 9月2日3時34分
「大雨警報」発表
- (4) 9月3日6時頃
「大雨特別警報」発表
- (5) 「特別警報」発表後、随時
特別警報発表を受けて「(短文の)府県気象情報」発表